

常陸大宮市子ども読書活動推進計画

令和 7 年 3 月

常陸大宮市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的と背景	1
2 計画の対象	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	2
第2章 基本方針	3
第3章 実施計画及び施策	4
基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供及び充実	4
（1）家庭における子どもの読書活動の推進	4
（2）図書館における子どもの読書活動の推進	5
（3）学校における子どもの読書活動の推進	6
（4）大人の読書活動の推進	8
（5）ボランティア団体・個人の活動に対する支援	9
基本方針2 地域・学校等における読書環境の整備	10
（1）図書館の図書・サービスの充実	10
（2）保育所・認定こども園における読書活動の推進	11
（3）放課後児童クラブにおける読書活動の推進	13
（4）学校図書館の「学習情報センター」機能の充実	13
（5）学校図書館の活性化を図るための体制整備	14
基本方針3 読書活動に関する理解と関心の深化	16
（1）啓発・広報活動の推進	16
第4章 計画を推進する体制	18
（1）常陸大宮市図書館協議会	18
（2）子ども読書活動推進委員会	18
用語解説	19

関係資料

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	20
○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議	22

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的と背景

近年、インターネット、スマートフォンなどが急速に普及し、SNS等での情報の多様な取得が可能となり、国民の活字離れ・読書離れや国語力の低下、コミュニケーション能力の不足など、学業や仕事の面だけでなく、日常生活においても影響をもたらしていると指摘されています。このような状況を踏まえ、国においては平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、この法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、茨城県においても「いばらき子ども読書活動推進計画」が策定されています。

幼少期からの読書は、子どもが成長する過程において、幅広い知識や考え方を身に付けることができ、豊かな感受性や情操を育み、読書で培った豊かな表現力によって、コミュニケーションを円滑なものとし、人間関係の基礎をつくることができます。

子どもたちの読書活動は、子どもの豊かな人格形成に良い影響を与え、健やかな成長に寄与するものです。

本市においても、子どもの読書活動を推進するための取組を、より一層充実させ、子どもたちの成長に応じた読書活動を支援するため、ここに「常陸大宮市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

令和7年3月

常陸大宮市教育委員会

2 計画の対象

常陸大宮市に在住する全ての人とします。

3 計画の位置づけ

この計画は国の『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』及び茨城県の『いばらき子ども読書活動推進計画』に基づき、「常陸大宮市総合計画」及び「常陸大宮市教育振興基本計画」との整合性を図りながら、常陸大宮市における読書活動の推進状況を踏まえ、読書活動に関する施策の基本方針と具体的な取組を明らかにするものです。

4 計画期間

常陸大宮市教育振興基本計画前期計画の終期と整合させ、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

なお、この計画は必要に応じて随時見直しを行います。

第2章 基本方針

次の3つの基本方針の下、読書活動の推進に取り組みます。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供及び充実

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したり、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、更には知的深究心や真理を求める態度が培われます。市は子どもの読書環境をより充実させるために、図書館をはじめとして学校・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等と連携・協力し、読書に親しむ機会の提供を拡充する必要があります。

基本方針2 地域・学校等における読書環境の整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進が必要です。子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関が相互に協力をし、取組を推進することが求められます。

基本方針3 読書活動に関する理解と関心の深化

子どもは大人から、民話、昔話、絵本等の話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりして読書意欲を高めていきます。このように、子どもが自主的な読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者・教員・保育士等、子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。このため、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図り、読書活動の意義や重要性について広く啓発に努めます。

第3章 実施計画及び施策

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供及び充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

【施策の方向】

家庭は、子どもが生活する基本の場であり、子どもが日常生活の中で自然に読書に親しむことができるように、親や子どもに関わる大人に読書の重要性について広く普及・啓発を図ります。

【具体的な施策】

◆健診等での読み聞かせ等の必要性の啓発

幼児健康診査等の場において、言葉の発達に関わる語りかけや読み聞かせの必要性について、保護者に啓発します。[健康推進課]

◆ブックスタートの継続的な実施

絵本を介して、親子が心ふれあうひとときを持つきっかけづくりとして、9か月離乳食相談時にボランティアによる絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントにより乳児期から絵本に親しむ習慣が身に付くよう引き続き努めます。[図書情報館]

◆保護者会や子育て支援事業等での読書活動の推進

①さまざまな子育て支援事業を通して、家庭における読み聞かせや子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について保護者に広く啓発します。[こども課・図書情報館]

②学校・保育所・認定こども園の保護者説明会等の場において、家庭における読書を奨励するなど、家庭における読書の重要性について普及・啓発を図ります。[こども課・学校教育課]

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進

【施策の方向】

図書館は、子どもにとって、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書に相談したりすることができる場所です。

さらに、子どもや保護者を対象としたおはなし会・イベント等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施しており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書館においては、このような取組を引き続き、充実・発展させていくことが求められています。

各地域センターの図書室では、以下に示す具体的な施策のうち実施可能な事業について取り組み、子どもの読書活動の推進を図ります。

【具体的な施策】

◆行事や企画の実施

①毎年、こどもの読書週間（4月23日～5月12日）に、子ども読書活動の推進を目的とした、おはなし会や朗読会、子ども向けイベントを実施します。[図書館]

②茨城県優良図書・おすすめの図書コーナー及び子どもが興味を持てるテーマを選んだ特集コーナー等を設けるなど、資料の展示を工夫します。[図書館]

◆おはなし会の充実

幼児・児童の保護者に対し、さまざまな機会をとらえ「おはなし会」

の実施を周知するとともに、子どもが本に出会う機会を増やすため、ボランティアによるおはなし会を充実させます。また、「おはなし会」で使用する人が多い紙芝居・大型絵本の充実を図るとともに、ホームページ等で所蔵リストの情報を提供し、学校・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等へ団体貸出を行います。[図書情報館]

◆関係機関との連携・協力

子どもの読書環境をより充実させるため、児童・青少年用図書等の収集に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、図書の展示等の取組が行われるよう学校・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等と連携・協力します。[図書情報館]

◆レファレンスサービスの充実

読書活動を推進するため、調べもののお手伝いや読書についての相談に応じたりするなど、レファレンスサービスの充実に努めます。

[図書情報館]

◆ホームページの充実

ホームページで新刊の案内、おすすめ本等の掲載、子ども向けのイベント案内等を掲載し、各種情報の提供に努めます。[図書情報館]

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

【施策の方向】

学校は子どもの読書習慣を形成していく上で、かけがえのない大きな役割を担っています。学習指導要領では、各教科等の学習を通じて、記録・説明・批評・論述・討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導が必要となります。

このように、学校は全ての子どもの読書活動を支援し、読書の量を増

やすことのみならず、読書の質も高めていく読書活動の推進を求められています。

【具体的な施策】

◆司書教諭・学校図書館司書による図書提供等

司書教諭・学校図書館司書による適切な図書の提供、発達段階に応じた本の紹介を行います。[学校教育課]

◆学校図書館ボランティア等の取組

学校図書館活動の充実を図るために、図書整理・図書の修理・おはなし会を行う学校図書館ボランティアを募り、学校図書館司書・ボランティア等による読み聞かせやブックトークを行います。

[学校教育課・図書情報館]

◆読書活動の向上

みんなにすすめたい1冊の本推進事業（年間小学校 50 冊・中学校 30 冊の読書）による読書達成率の向上を図ります。また、朝の時間を利用した読書タイム、学校独自の読書賞を設けるなど、児童・生徒の読書活動を推進します。[学校教育課]

◆放課後子供教室での読書

放課後子供教室実施時に、教育活動サポーターや教育活動推進員が読書をしたい児童を募り、低学年には学年にあった図書を助言します。

[生涯学習課]

◆学校図書館の充実と団体貸出制度の活用

児童・生徒が豊かな読書経験ができるように、児童・生徒の知的活動を増進し、さまざまな興味・関心に応える魅力的な学校図書館蔵書の充実に努めます。なお、各学校図書館に整備することが難しい図書については、

図書館情報館や県立図書館の団体貸出制度を積極的に活用します。

[学校教育課]

(4) 大人の読書活動の推進

【施策の方向】

家族で図書館情報館や書店へ行ったり、自宅で読書をしたりする姿を子どもたちに見せるなど、大人が本に触れ合う行動は、子どもの読書活動推進にも大きな影響を与えます。

また、高齢者が生活の一部として読書を取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう読書活動の推進に取り組みます。

【具体的な施策】

◆図書館情報館利用者の登録の推進

毎年、読書活動の推進を目的とした「文学散歩」事業を行うなど、大人の読書活動を推進する行事や企画を実施し、新規利用者の登録を推進します。[図書館情報館]

◆図書の充実

多様な利用者の要望に十分留意し、図書のリクエストなど図書館情報館利用者のニーズに可能な限り迅速に対応し、図書の充実に努めます。

[図書館情報館]

◆大活字本等の充実

高齢者が生活の一部として読書を取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう大活字本等の充実に努めます。[図書館情報館]

◆高齢者向け朗読会及び読書団体の活動支援

社会福祉協議会や高齢者クラブ等に対し、高齢者向けの朗読会等の開

働きの働きかけ及び高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう
読書団体への読書活動等を支援します。

[図書館・社会福祉協議会・生涯学習課]

(5) ボランティア団体・個人の活動に対する支援

【施策の方向】

図書館におけるボランティア活動は、市民の学習の成果を活用する場であるとともに、子ども読書活動の充実にも大きな役割を果たしており、引き続き多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動が円滑に行えるよう取り組みます。また、ボランティア団体・個人の活動に対する支援として、学校・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等においてボランティア活動によるおはなし会・図書修理・配架等ができるよう情報提供やその活動を支援します。

【具体的な施策】

◆機材・研修等の支援

ボランティア活動に必要な機材の貸出、資料の提供、図書修理やおはなし会等のスキルアップ研修情報を適切に提供します。[図書館]

◆活動の支援

図書館・学校・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等においてボランティア活動によるおはなし会・図書修理・配架等が実施できるよう情報交換や交流会の機会を提供します。

[図書館・こども課・学校教育課]

基本方針２ 地域・学校等における読書環境の整備

(１) 図書情報館の図書・サービスの充実

【施策の方向】

人間活動の全てに関わる図書を収集・提供することにより生涯にわたる学習を支援するため、図書の充実・確保に努めます。

【具体的な施策】

◆多様な図書の充実

利用者及び市民の多様な要望に留意して図書を整備し、充実した図書情報館サービスに努めます。また、市民から有用な図書の寄贈を受け入れます。[図書情報館]

◆市民の読書意欲を高める事業の企画

読書活動の推進を目的とした「文学散歩」事業や、大人の読書活動を推進する行事を企画し、読書活動に対する興味・関心を促します。

[図書情報館]

◆研修等の実施

司書としての専門的知識と技能習得のため、日本図書館協会・茨城県図書館協会等が開催する各種研修に参加します。また、職場内における職員研修・ミーティングを定期的実施し専門的知識の向上を図ります。

[図書情報館]

◆おはなし会の充実

絵本・紙芝居・エプロンシアター等のおはなし会を通して、より本に親しみ、本の楽しさを味わえる子どもたちを育めるよう努めます。

[図書情報館]

◆視覚障がい者・高齢者等のための資料の充実

視覚障がい者・高齢者及び外国人など特別な配慮を必要とする市民に対しては、図書情報館利用の際の介助・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書等の代読サービスの実施、点字図書や大活字本の収集、外国人のための絵本・図書の収集に努めます。[図書情報館]

◆特集コーナーの充実

子ども・青少年・大人が興味を持てる「仕掛け絵本」「キャラクター絵本」「ブックスタートの絵本」「優良図書」等の特集コーナー、生活・趣味・話題等の「実用書」コーナーの充実に努めます。[図書情報館]

◆団体貸出制度の推進

団体貸出制度利用を推進し、子どもが身近に多様な分野の本に触れる機会を増やすことに努めます。[図書情報館]

◆相互貸借サービスの周知・利用

図書情報館にない資料を県内の公共図書館から取り寄せられる相互貸借サービスの制度をポスター掲示や配布物・案内を通して周知します。
また、利用者のリクエストに応じて当館で所蔵していない図書については他の図書館の利用を図ります。[図書情報館]

(2) 保育所・認定こども園における読書活動の推進

【施策の方向】

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう保育所・認定こども園は、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。また、民間の保育園、認定こども園についても協力を依頼します。保護者に対しては、読み聞かせの重要性について普及・啓発を行います。

【具体的な施策】

◆読み聞かせ活動の推進

保育所・認定こども園は、保護者・ボランティアの連携・協力による絵本の読み聞かせ等の実施や子どもが絵本等への興味を示すような環境づくりに努めるとともに、民間の施設に対しても同様の取組を依頼します。

[こども課]

◆図書の充実と団体貸出制度の活用

保育所・認定こども園は、図書コーナーに絵本等の児童図書の充実を図るとともに保育所・認定こども園に備え付けていない大型絵本や紙芝居等は図書情報館の団体貸出制度を活用し、多様な分野の本に触れ合う機会を増やすことに努めます。また、民間の施設に対しても同様の取組を依頼します。[こども課]

◆啓発活動の推進

保育所・認定こども園は、入所式・入園式、保育参観または保護者へのお便り等を通して、年齢の発達に見合った絵本や図鑑、読んであげてほしい絵本を紹介します。また、保護者自身が乳幼児期における絵本との出会いの意義を見出せるよう普及・啓発を図ります。[こども課]

(3) 放課後児童クラブにおける読書活動の推進

【施策の方向】

子どもが放課後から保護者が帰宅するまでの時間を過ごす施設においては、子どもたちが自由に本を選び、読書活動ができる本との出会いの環境づくりが重要なため児童図書を充実します。

【具体的な施策】

◆読み聞かせ活動の推進

読書の習慣が身に付くように、放課後児童クラブ支援員やボランティアによる読み聞かせ活動を推進します。[こども課]

◆図書の充実と団体貸出制度の活用

保護者等からの寄贈によるものも含め、放課後児童クラブは絵本・児童図書の充実を図るとともに図書館の団体貸出制度を活用し、多くの本との出会いを推進します。[こども課]

(4) 学校図書館の「学習情報センター」機能の充実

【施策の方向】

学校図書館は、児童・生徒にとって最も身近な本に親しみ活用できる役割を果たしている場所であり、読書だけでなく調べ学習やグループ学習の際の重要な学習の場としての機能の充実が図られるよう図書を収集し、読書環境の整備に努めます。

そのためにも、学校図書館の運営に当たっては、司書教諭が中心となり学校図書館司書・保護者・学校図書館ボランティア及び図書館との連携を図り、それぞれの立場から、学校図書館の「学習情報センター」機能の充実を図ります。

【具体的な施策】

◆調べ学習等に活用できる学校図書館づくりの推進

学校は、子どもの読書意欲を高め、調べ学習などに活用できる学校図書館を目指し、図書の分類や書架の工夫、本の紹介コーナーの設置等、本を選びやすいように本の置き方を工夫したり、本の借り方の手順の表示を工夫したりするなど児童・生徒にとって読書を楽しみ、くつろいだ雰囲気を読書ができる空間を創出し、利用しやすい環境づくりに努めます。また、図書の計画的な購入を進め、標準冊数を確保します。

[学校教育課]

◆学校図書館司書の研修等の実施

学校図書館司書の専門的知識と資質向上のため、市教育委員会等が主催の研修等に参加します。また、学校図書館司書間や司書教諭とのミーティングを定期的の実施し、専門的知識の向上を図ります。

[学校教育課]

◆学校図書館サービスの改善・充実

司書教諭と学校図書館に関する業務を担当する学校図書館司書が連携しながら、多様な読書活動を実施し、学校図書館サービスの改善・充実に努めます。[学校教育課]

(5) 学校図書館の活性化を図るための体制整備

【施策の方向】

本市の小中学校においては、12 学級以上の学校には司書教諭が配置されており、学校図書館司書についても、複数校を兼務する体制で5人配置しています。

学校図書館がその機能を十分に発揮し、児童・生徒のみならず教員が

学校図書館を有効に活用できるようにするために、学校全体で学校図書館の活用について共通理解を深め、司書教諭を中心に教科教諭や学校図書館司書等の協力体制の強化を図ります。

【具体的な施策】

◆司書教諭・学校図書館司書の役割

学校図書館の運営に当たっては、司書教諭が中心となり、学校図書館司書と連携し、学校図書館の活性化を図ります。[学校教育課]

◆ボランティア等の協力

ボランティアや保護者等に、おはなし会の実施、図書修理、配架等について協力を得、学校図書館の運営を支援します。

[学校教育課・図書情報館]

基本方針3 読書活動に関する理解と関心の深化

(1) 啓発・広報活動の推進

【施策の方向】

読書活動についての理解と関心を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、啓発・広報活動を行います。『子ども読書の日：4月23日』・『こどもの読書週間：4月23日～5月12日』・『読書週間：10月27日～11月9日』において図書館・学校・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等で、その趣旨に沿った事業を実施することを通して、家庭・地域を通じた社会全体で読書の意義や重要性について理解を深めます。

また、子どもの読書活動に対する市民の意欲が高まるよう、図書館・学校等がさまざまな情報を提供し広く普及・啓発を図ります。

【具体的な施策】

◆イベントの実施

『子ども読書の日：4月23日』・『こどもの読書週間：4月23日～5月12日』・『読書週間：10月27日～11月9日』の周知と効果的な特集を図書館で実施し、市民の読書活動に対する興味・関心を高めます。

[図書館・各地域センター図書室]

◆情報の提供

広報常陸大宮・広報常陸大宮「お知らせ版」・ひたまるアプリ・としょじょうほうかんだより・図書館ホームページ等の広報媒体を通じて、読書活動推進のイベントや「みんなにすすめたい図書」等の情報を広く提供します。[図書館]

◆推奨・有益図書の周知

子どもの発達段階に応じた茨城優良図書及び青少年の健全育成に有益な図書等の特集コーナーを整備し、ポスター掲示や配布物等を通して周知を図ります。[図書情報館]

◆図書情報館見学・職場体験の受け入れ

図書情報館は、小学校・保育所・認定こども園の社会科見学等における見学、中学校・高等学校の職場体験を受け入れます。[図書情報館]

◆ポスター等の掲示

コミュニティセンターや地区センター等の施設内へのポスター掲示や配布物等を通して、市民の読書活動に対する興味・関心を高めます。

[図書情報館]

第4章 計画を推進する体制

(1) 常陸大宮市図書館協議会

図書館協議会は、本計画の進捗状況を総合的かつ定期的に評価し、効果的な読書活動推進の取組について意見交換を行い、必要があれば計画の見直しを提言します。

(2) 子ども読書活動推進委員会

読書活動推進委員会は、事務局を図書館に置き、こども課・健康推進課・学校教育課・生涯学習課のグループリーダー及び図書館館長並びに社会福祉協議会事務局次長をもって構成し、本計画に基づく事業を実施する中で、取り組むべき本計画の進捗状況及び課題を検証し、具体的な解決策を協議するなど関係部署との連携を図り、子どもの読書活動を円滑に推進します。

用語解説

*放課後児童クラブ(3ページ)

小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない環境にある児童を対象として、授業終了後及び、学校の長期休業日に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る事業。

*ブックスタート(4ページ)

赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てることに役立てようという運動。

*レファレンスサービス(6ページ)

利用者の問い合わせに応じ、図書の紹介や検索をする業務。

*司書教諭(7ページ)

学校図書館の運営、活用について専門的な職務を担当する、司書教諭の研修を終了した教員。

*学校図書館司書(7ページ)

学校図書館の運営・活用等についてその役割を担う者。資格については制度上の定めはない。

*ブックトーク(7ページ)

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。

*放課後子供教室(7ページ)

放課後に児童の安心安全な活動場所を確保し、学習及び体験・交流活動の機会を学校の終業時までの間提供する事業。

*配架(9ページ)

図書館で本・雑誌などを分類に従って書架に並べること。

*エプロンシアター(10ページ)

胸当て式エプロンを、舞台に見立てて行う人形劇。